

## 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請書提出 (採択通知に記載された期日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。  
※交付申請は、本交付金の審査で採択通知を受けた後の手続きとなります。



### 2. 交付決定通知書到着 (交付申請から原則30日以内)



### 3. 事業開始

※この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送または持参してください。



### 4. 事業完了 → 実績報告書作成

※事業の完了とは補助金対象経費の支払いがすべて完了した日です。



### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは  
下記提出先まで郵送または持参してください。



### ◎補助金の支払い 提出書類：振込依頼書

資料提出・問い合わせ先 商工労働部兼農林水産部 食のみやこ推進課  
〒680 - 8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
TEL 0857 - 26 - 7835  
メール syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp